

平成21年度 青森県行財政改革推進委員会
議 事 概 要

- 開催日時 平成22年2月23日(火) 14時～15時30分
- 開催場所 青森国際ホテル3階 萬葉の間
- 会議次第
 - 1 開会
 - 2 委員長選出、委員長職務代理者指名
 - 3 県側紹介
 - 4 議 事
青森県行財政改革実施計画に係る平成21年度取組状況について
 - 5 閉会
- 出席委員 木立委員長、小形委員、熊澤委員、須藤委員、辻委員、鶴海委員、長根委員、藤村委員、柳澤委員、若山委員(以上10名)
- 県側出席者 阿部行政改革・危機管理監、林総務部次長、田澤総務部次長、石川財政課長、山本人事課長、小笠原行政経営推進室長ほか
- 議事要旨

《1 開会》

○司会

定刻となりましたので、ただいまから、平成21年度青森県行財政改革推進委員会を開会いたします。本日は、委員12名中10名の御出席をいただいております。石田委員と竹鼻委員が都合により御欠席です。なお、辻委員は所用により30分ほど遅れるとの御連絡をいただいております。

議事に入ります前に、阿部行政改革・危機管理監から御挨拶を申し上げます。

○阿部行政改革・危機管理監

行政改革・危機管理監の阿部と申します。本日は、皆様お忙しいところ御出席いただきまして本当にありがとうございます。また、委員の皆様には、昨年度は「青森県行財政改革大綱」及び「青森県行財政改革実施計画」の策定に当たり、大変御尽力いただきまして、誠にありがとうございました。

委員の皆様方の任期につきましては、去る1月29日をもって2年の任期が満了したところでございますけれども、県といたしましては、引き続き、御意見、御助言を賜りたいと委員の皆様全員について再任をお願いしたところ、快くお引き受けいただき、重ねて御礼申し上げます。今後とも、本県の行財政改革のさらなる進展に向けまして、委員の皆様方の御指導、御助言をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の委員会では、行財政改革の推進に係る今年度の取組状況につきまして、私どもからご報告を申し上げ、委員の皆様から御意見等を賜りたいと考えております。また、昨日公表されました本県の平成22年度当初予算案の概要につきましても御説明をすることといたしております。平成21年度は、現大綱に基づきます行財政改革の取組期間の初年度であり、まだ年度途中ではありますが、これまでのところ、各部局とも積極的にかつスピード感を持って取り組ん

でいるところであり、おおむね順調に推移しているというふうに考えているところでございます。

とは言いますものの、委員の皆様からすれば、まだまだ県の取組が不十分、あるいはもっと効率的・効果的なやり方があるのではないかなど、様々御意見もあろうかと思えます。どうか本日は忌憚のない御意見を出していただき、活発な御議論をいただくようお願いを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

《2 委員長選出、委員長職務代理者指名》

○司会

本日は、今回の任期に入りましてから初めての委員会でございます。そこでまず委員長の選出をお願いしたいと思います。委員長は、本委員会の設置要綱第4条第1項の規定により、委員の互選によることになっておりますが、事務局といたしましては、今回、委員の皆様全員が再任でありますので、これまで委員長の重責を果たしてこられました木立力委員に、今期も委員長をお願いすることがよろしいのではないかと考えておりますが、委員の皆様いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり。）

ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思えます。

それでは、木立委員に委員長をお願いいたします。本委員会は要綱第5条の規定によりまして、委員長が議長となります。以下の議事につきましては、木立委員長をお願いをいたします。

早速ですが、木立委員長には、議長席のほうにお移りいただきたいと思えます。

○木立委員長

ただ今、委員長を拝命いたしました木立です。よろしくお願いいいたします。

全委員再任ということですので、大綱策定に当たっての知識を生かしまして、また、検証作業ということになりますので、再任ではありますが、新たな気持ちで作業に取り組んで行きたいと思えます。その際に、微力ではございますが、各方面の専門家の委員の第三者的な意見をできるだけ引き出す役として進行に務めて参りたいと思えます。そのことによって、行財政改革の推進に向けて何かお力になればと思っておりますので、至らぬ点多々あると思えますけれども進行に御協力よろしくお願いいいたします。

それでは、本委員会の設置要綱第4条第2項の規定による職務代理者を、委員長になったばかりですけれども、私の方から御指名させていただければと存じます。前回の任期と同様、若山恵佐雄委員に委員長職務代理者をお願いしたいと思えますが如何でしょうか。

（若山委員了承。）

ありがとうございました。

《3 県側紹介》

○木立委員長

次に事務局から県側の出席者を御紹介いただきたいと思います。

○小笠原行政経営推進室長

本委員会の事務局を担当しております、行政経営推進室長の小笠原でございます。よろしくお願ひします。それでは私の方から、本日の県側出席者を御紹介します。

(小笠原行政経営推進室長から紹介。)

≪ 4 議事 ≫

○木立委員長

それでは議事に入ります。

本日の議題は、「青森県行財政改革実施計画に係る平成21年度取組状況について」ということでございます。本議題について、委員の皆様には、先日事務局から資料が事前に送付されております。また、参考として本日お配りした資料もございます。まず、県側から説明をお願いいたします。

○小笠原行政経営推進室長

(資料1「青森県行財政改革実施計画に係る平成21年度取組状況について」により説明。)

○石川財政課長

(参考資料「平成22年度当初予算案の概要」により説明。)

○木立委員長

説明ありがとうございました。

それでは、説明の前半は取組状況について、後半は今年度当初予算に連動して行財政改革に影響するお話があり、分ちがたいところがありますが、まず、取組状況について、事前意見などいただいておりますので、そちらを中心に御意見いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○若山委員

若山です。よろしくお願ひします。取組状況について、平成22年2月とりまとめの行財政改革実施計画をいただいて確認したんですが、全体については、さきほど改革効果の財政的な見直しというものをお話いただいたんですけども、各項目が、財政の収入にどれだけ増加や減少の影響、あるいは支出に増加や減少の影響があって、結果的に計画の終了する平成25年度でどこまで達成するのか、その数値のつながりが見えにくい。私たち委員の役割はモニタリングというふうに考えていますので、モニタリングの基準がつかめないということが1点あります。

それからもう1点が、お話を聞いていて思ったんですけども、環境の変化というんですか、特に経済とか政治とか、ITもそうですけれども、大きく変化している。策定した計画ですけども、今、産業基盤の強化とか雇用の拡大とかが必要な状況にあって、3年間このままの既存の戦略でいくのかどうか、あるいは、企業であれば当然、環境の変化に伴って計画の見直しということが出てくると思うんですけども、それら2点についてお知らせいただきたいと思います。

○石川財政課長

財政課でございます。進捗状況がなかなか見えにくい、項目ごとに、というふうなことでござ

いました。今般の行財政改革大綱を作るときにも、基本的なお話としてありましたけれども、前段が行政改革、後段がいわゆる財政改革という、大きく分けるとそういう格好になってございます。財政の方のお話をいたしますと、やはり、最終的には、これも大綱に書いてあるのですが、収支均衡の予算を目指そう、というのがある意味ではゴールということになってございます。

こちらの、効果額は、それぞれの取組でいくら効果があったか、ということなんですけど、大きな目標に対する道筋と申しますか、それは、参考資料「22年度当初予算案の概要」の4ページを御覧いただければ、基金の取崩しの推移という図がございます。基金の取崩しは、毎年度の歳入だけでは足りないんで、貯金を崩して事業の財源にしましょうということですので、まあ、基金も大分減ってきたということもあまして、今般の行財政改革を通じて、基金に頼らないような、毎年の歳出は毎年の歳入で賄っていこうというのが財政面からの大きな目標になってございます。道筋ということであれば、4ページの上の表が端的にお示ししていることになるのかな、というふうに思っております。

新たな改革が始まる平成20年度以前にはかなりの規模の基金を取り崩しておりましたが、平成21年度もそれなりに基金の取崩しを減らしましたし、平成22年度も、前年度から比べると、基金の取崩し、貯金に頼らないような財政運営に近づいているというふうなことでもございまして、逆にこれが増えるようだと、改革の効果がなかなか十分でないのか、あるいは様々な環境変化で財政がかなり厳しくなっているのか、いろいろな見方があるかと思っておりますけれども、少なくとも基金の取崩しを見ている限りは、財政の健全化については、一步一步近づいているということが言えると思っております。

ただ、国の方も政権が代わりまして、色々な政策が変わってございまして、これから先を見通すのがますます難しい状況になっておりますので、この調子でグラフのラインを伸ばしていけば、平成23、24年度あたりは基金を取り崩さなくてもいいような財政運営ができるのかなという期待もありますけれども、そこはまだ予断を持ってお話しすることはできないのですが、今のところは、基金の取崩しということが端的な指標になりますので、こういったところで、財政全般の健全化に向けた歩みというものを御判断いただければということでもございまして、以上でございます。

○小笠原行政経営推進室長

モニタリングの基準というお話がございました。モニタリングということで捉えていらっしゃるということですが、さきほども説明しましたように、進捗状況につきましては、当該年度の取組工程に対して進んでいるのか遅れているのかという、端的な意味での工程管理として基本的に捉えております。

若山委員のおっしゃる、実際の効果額が個別にどれくらい出ていて、それがどういう段階にあるのかというお話につきましては、財政課長から説明がありましたように、そもそも行財政改革の財政面での目標というのが、基金に頼らない当初予算を組む、それが究極の目的でございまして、効果額につきましては、当初予算ベースで毎年度、総体で示していきたいと考えております。

○木立委員長

ただ今の説明でいかがでしょうか。

○若山委員

大筋については了解したんですけれども、物事にはプロセスと結果の二つあると思います。その二つのうち結果に当たるのが基金の取崩しをできるだけ抑えるということで、目的は達しますということなんですけれども、そこは、資料を見た際にわかりにくかったので、もう少し工夫いただけないでしょうか、という趣旨もあります。よろしくお願いします。

○木立委員長

他の委員から御意見ございませんか。

前段の説明に関して、という限定をしたせいかも知れませんが、全体にわたって質問をお願いします。

○鶴海委員

今の質問と関係するかも知れません。今回の予算についてお伺いしたいんですけれども、財政規模全体としては横ばいないし若干のプラスになったということだと思うんですけれども、歳出はそういう面で少し増えますと。片方で、基金取崩額が小さくなったということは歳入が予想よりもちょっと増えました、ということだと思うんですけれども、県税、県債も含めて基本的には歳入が減っているということは、ある意味、地方交付税が増えたこと。

地方交付税の増えた額は、例の地域活性化・雇用等臨時特例費という、国から増額された分ということなんじゃないかと思うんですけれども、これの持続性はよくわからない、再来年度以降あるのかどうか、ということがあると思います。そういうことでいうと、今回の、全体の話は端的に言うと、国から1兆1千億円の増額があった恩恵を受けて、基金の取崩額が小さくなりましたということなのか。それとも、それもあるんだけど、ここにある行財政改革の効果を前倒しされた分、金額でいうとどれくらいかわからないですけど、平成21年度当初予算対比で見れば15億円くらいプラスになっていますので、そういう効果と二つ合わせて基金の取崩額は小さくなったという、こういう解釈でよろしいのでしょうか。

そういう面でいうと、再来年度にかけて、この民主党政権がそのまま臨時的措置を継続してくれるかどうかはよくわからない、こういうふうを考えてよろしいのでしょうか。

○石川財政課長

だいたい、その通りでございます。一つは、地方交付税というのは、国の地方財政対策、地方財政計画でセットされますものですから、我々では如何ともし難いのですが、大綱に書いてありますとおり、これまで、地方交付税が減額されて、非常に地方は苦しんできたというふうなこともあって、全国知事会ははじめ地方6団体が声を上げまして、増額、復元ということを常々申し上げてきたんですが、新政権下で、それがある程度元に戻ってきたのかな、という要因が一つ。それは確かにあります。

ただ、行財革効果額でお示しした152億円、これを全くやらないとなりますと、どこから財源を見つけていかなければ駄目ですので、仮にこれがないとなると、例えば基金取崩額が152億円増えてしまう、というようなことにもなります。ですから、最終的に私たちが作った予算、これが基金取崩額が結果的に38億円で済んだというのは、確かに地方交付税が増えた要因もございましてけれども、歳出面が中心ですけども、こういった行財政の改革努力なかりせば当然達成できなかったものなので、国の動向で左右される地方財政ではありますけれども、行財革を抜

きにしては成し得なかった予算だというふうに感じてございます。

○木立委員長

今の質問に関連して、基金の取崩額が示してあるんですけども、基金の残高というのはいくらになるんでしょう。

○石川財政課長

基金の残高につきましては、参考資料（附属資料）の2ページに記載してありますけれども、平成22年度の末で220億円。平成21年度末が257億円と見込まれてございますが、今回38億円取崩しまして、平成22年度末で220億円と見込まれてございます。

○木立委員長

読み取り不足で失礼いたしました。当初の見通しよりも残高は増えているということですね。他に御意見は。

○小形委員

小形でございます。初歩的な質問で失礼いたします。

参考資料の10ページに、自主財源、県税が16.3%とあって、これが一番大きい構成比になっているんですけども、5ページの歳入のところ、「地方法人特別税（国税）」ということが書かれておりますね。これの本格実施に伴う大幅な減収というのが、よくわからないんですけど、具体的に御説明いただければ。

○今税務課課長代理

税務課でございます。法人事業税、県の税金なんですけれども、これが大都市に偏在するというので、その一部、約4割くらいですか、国の方で召し上げると言いますかやりまして、それを従業員と人口で全国に割り振りしていくという制度が去年からできてます。それによりまして、去年であれば法人事業税のうちの一部、4割くらいが国税になっているんです。それを国が47都道府県に一定の基準で配付すると。それは、例えば東京都みたいに、法人事業税の税収が大きいところは低く抑えるように割り振りし、本県のように財政基盤の小さいところ、それについては国に取られるよりももらう方が多くなる、そういうシステムになっています。

ということで、平成21年度の当初予算であれば53億円が国に取られるかたちなんですけれども、平成22年度の予算案であればだいたい88億円ということで、当初予算ベースでは取られる分が35億円ほど増えている、そういうようなかたちになっております。

○木立委員長

ただ今の答えでよろしいですか。

他の委員から、御意見お願いします。

○辻委員

予算と行革の話をかためて、大きく三つほどお伺いしたいのですが。

1点目は、今回の予算でも説明がありましたとおり、非常に臨財債が増えているんですね。説明があったとおり、県としてはやむを得ないところもあります。しかしやっぱりこの臨財債の増え方というのは薄気味悪い。今年、地方交付税1兆円増額があってやっとこれになっているん

ですね。しかも、総選挙と参議院選挙の間に挟まれてやっとこれだけ取った。ということになると、再来年の予算を考えると非常に厳しい状況が想定される。そうなると県が独自にできることとしては、義務的経費をなるべくさらに抑えていくと。この中でも特に県の場合は扶助費よりも人件費となり、今後どういうペースで人員削減していくかということに関して、長期的な観点に立って見直しの必要がないのかどうかということが1点です。

2点目は、今回の国の予算の大きな特徴として、「コンクリートから人へ」となっていますので、特に農業関係の公共事業が集中的に予算が削減されるという状況になっていると思います。こうした中で青森県としては非常に農業に力を、人的にも力を入れてきた、ということだったと思うんですが、これが傾向的に続くようであれば、当初この計画を立てた時よりも農林関係の事務所の再編ですとか、重点配置ですとか、そういうようなものを見直ししていく必要が出てくるのではないかと。こんなことを中心に、公共事業関係の出先のあり方ですとか、これについての見直し、検討をお伺いしたいのが2点目です。

3点目は、これも新政権がらみで非常に大きく出てきている話で、人事院勧告を廃止するという方向で、今出ている案はすべて人事院勧告廃止が前提になっているプランで進んでいます。技術的助言は残るんですけども、基本的には労使で金銭を決めていただくことになる。となると当然のことながら今よりも地域間格差が拡大していくと想定されるのが、可能性としては高いと思うんですね。

今までは給与をカットすればその分が自主財源として残るんですが、本俸自体がどんどん下がって、それに基づいて予算措置が講ぜられるようになっていくと、人件費が下がっても国の予算である地方交付税が減るだけで、給与をカットしても県の自主財源はなかなか増えていかない。むしろカットしていかないと予算がさらに少なくなってしまう、そういう状況の中で、とりわけ財政力の厳しいところは、人事院勧告に関して今後どうするか、非常に大きい課題になると思うんです。この点に関して、県全体の地域経済動向にわたると思うんですが、現時点でのお考えないし今後の取組をお伺いしたい。今後の、職員削減や給与カットをしてもその分自主財源として留保されなくなってくる、という事態も含めてどう考えておられるのかをお聞かせいただければと思います。

○石川財政課長

非常に、気持ちが暗くなるような話ばかりでございますけれども、まず、財政の面から行きますと、新政権の方向、定まったのか定まらないのか非常に不安なところがありますが、とりあえずは、今作っている計画をきちんとやるということが大事なんだと思います。定数の削減計画もお示ししてありますけれども、まずはこれをきちっとやるということが第一段階と。それからその先については、その年々の財政ですとか制度とかを見ながら、政権交代で色々本当にめまぐるしく制度が変わっておりますので、そういったものを注視しながら適切に対応していくしかないのかなというふうな感じがしております。

あと、「コンクリートから人へ」というかたちで、端的に言いますと土地改良の公共事業がガタ減りになってございまして、これも今の政権が続きますと、その傾向は変わらないのかなというふうに見てございます。そういったことになりますと、それに対する財源の手当も応じて少なくなってくるので、必然的に人員は縮小せざるを得ないのかなというふうに感じてございますけれども、これ以上は人事課長の領分になりますので、後は人事課長にバトンタッチしてお答え

したいと思います。

○山本人事課長

人事課長でございます。まず、さきほど、このままの財政状況でいくと、職員の削減計画の見直しというお話がございました。行革の期間につきましては、一般行政部門であと340人の適正化を図りまして、4千人を切るような体制にするということで作業を進めておりまして、毎年度、100人強ぐらいの削減ということで計画をしております。まあ、今こういうご時勢でございますので、我々も計画は計画として、実績ベースではさらに厳しく取り組もうということでやっております。ちなみに、今年度は、計画ベースで113人の削減を予定しておりますが、実際はそれを相当上回るようなペースになることが見込まれております。

2点目の、土地改良事業をはじめとする公共事業の見直しに伴う出先機関の見直し、プラス、職員配置の見直しということでございますが、委員御指摘のとおり、かなり危機感をもってこの辺について取り組んでいるところです。

3点目の、人事院勧告が廃止になって、いわゆる労使交渉、これで賃金体系を全部決めていくというのはかなり悩ましい問題でございまして、どういうふうな水準にするのか、実際にどの程度のレベルが青森県のような地方圏にとって適切な水準であるのか、様々な課題がありますので、今これといったものはないのですが、全国の動向とか、例えば独自の給料表の作成の研究とか、そういうようなことを、少しずつ手を付けて情報を取っているという状況でございます。以上でございます。

○木立委員長

今の回答でよろしいですか。他に御意見は。

長根委員、どうぞ。

○長根委員

さきほどモニタリングというお話が出ましたが、私もその点に関連して申し上げます。

県の行政改革が適正、順調に進んでいるという報告を受け、大変努力されていることは承知しておりますが、あえて申し上げますと、いわゆる公共サービスの機能の維持、代替機能は十分に担保できているのだろうか、という心配が実はよぎっております。

それは、県として行革を進めていますけれども、例えば、新たな公共サービスの担い手としての民間企業や団体への事業委託ですとか、私どものフィールドは福祉の分野ですが、実施主体である市町村の能力あるいは機能といいますか、その点への配慮が十分になっているのかどうか、実は疑問を呈したい状況が散見されております。

もちろん、行革を進める上では、新たな公共を求める住民自らも財源のみに頼るのではなく、自らの時間とか知恵を提供していくという姿勢を持っていくべきだと思っています。そういう意味で私は、市民活動をし、社会福祉法人を運営している観点から、担い手としての地域住民・団体等が自主性と自負を持って活動するための裏付けあるいは下支えとするための、県の条例などを制定していただけないものか、と思っておりますがいかがでしょうか。

例えば、資料2の1ページ「公共サービスの改革 県が提供する公共サービスの重点化の推進」ですが、青森県が最重要課題として掲げる「あおり型セーフティネット」は、国が将来を見据え構想しているものでもあり、これは先の社会保障国民会議等で検討された2030年の地域包

括ケアの概念図と比較しても、より広い内容で全ての人を対象に示しており、実にすばらしいと評価すると共に、ぜひとも、この実現を目指したいと考えます。

でも、その基盤になる介護保険制度の10年を振り返ったときに、医療と介護を基軸にフォーマルサービスは充実されたものの、国が強く充実を求めているインフォーマルサービスについては大分硬直しています。市町村の社会福祉協議会は財政面から事業型社協としての運営を余儀なくされ、民間社会福祉法人等は資金的にも人的にも社会貢献を行わなくなりました。

この、フォーマルとインフォーマルとのニッチの部分をもっと機能させていかなければ、セーフティネットという事業はなし得ないのではないかと、その代替機能、公共サービスの機能を維持していくための姿勢というか方策を、もう一度考えて見なければならぬのではないかと、いうことをずうっと思っております。これは、質問というよりは私の意見になります。

さらにもう一つ、資料2の県庁改革についてですが、再任用の方の雇用形態、働き方について御質問申し上げたいと思います。退職後の再任用の条件では、固有の業務機能を維持するために、その業務に精通する能力のある方が再任用されるものだと思います。しかしながら、上下関係の逆転により、その指示マネジメントが不十分となり、外部からの問い合わせに支障のある例があり、このような不測の事態に対しては、現任者と再任者のワークシェアのあり方、指示・連携のあり方について十分な調整が不可欠と考えますが、いかがでしょうか。

○山本人事課長

人事課でございます。今の発言のうち、再任用の関係について、現在の運用と申しますかそういうものについてお答えいたします。

平成21年度の実績でございますが、県を退職して再任用で雇用している方が合わせて151人おります。そのうち、我々職員と同じように週40時間、フルタイムで再任用している方は10名でございます。これは、獣医師であるとか、職業訓練指導員とか、専門的職種の方でなかなか人材確保が難しい方、これが10名でございます。残りの141名は、我々「ハーフ」と呼んでおりますけれども、週20時間。週40時間の人の半分の週20時間を基本的な勤務時間としまして、基本的に二人セットで40時間働くというような形で、これは様々な分野、事務的な補助ですとか庶務業務ですとか、そういうような所に配置されております。

お話のありました、職員間の事務引継ぎについてうまくいっていない面があるのではないかと、という御指摘ございましたので、改めて、対応を十分にするように周知、徹底していきたいと思っております。

○長根委員

ハーフの方は二人1チームでしょうか。

○山本人事課長

様々なかたちがありますが、二人1チームというものが一番典型的な例でございます。20時間働く者が二人おまして、二人合わせて40時間働くと。お互いに文書なり、そういうもので引き継いでいくという形になります。

○長根委員

その方たちは、交替で勤務されている訳ではなくて、一緒に出て一緒にお休みするということですよ。

○山本人事課長

そういうケースもありますし、場合によっては交替で出ているケースもございます。

○長根委員

ありがとうございました。

○小笠原行政経営推進室長

それでは、前半の御意見などについて、簡単に申し上げます。

新たな公共を担う民間等の代替機能に若干懸念があるということで、その辺の代替機能をしっかりしてもらうために条例を制定するというような御意見だったかと思えます。

昨年、議論をいただきました行財政改革大綱の基本的な考え方の中にも、新しい公共と言いますか、様々な主体が公共を支え合う仕組みを広げ、それによって、共助による公共領域を拡大して、行政のスリム化と、増え続ける行政需要のギャップを埋めようという考え方を盛り込んでおります。

そういった考え方に従って、さきほど説明した実施計画の中でも、様々、民間委託の推進の他に、県産品の販売促進業務等、現在は県が主体的にやっているところを民間の方に移していこうとか、あるいは様々な業務について民間との連携協働を進めていこうという形で取り組んでいます。そういった形で、どんどん民間の皆さんにも公共の部分に参画していただいて、新しい公共を担っていただくということを進めておりますので、今の御意見は、それを進めるに当たっての一つの留意点ということでお聞きしました。

県としてもその辺を十分に心得ながら進めて参りたいと思えますけれども、これまで民間委託を進める場合でも、単純に県から民間へという一方通行だけではなくて、これは実施計画にありますけれども、民間サイドの意欲を持った方から具体的なアイデアを出していただいて、これを民間に開放してくれという提案をしていただく制度ですとか、あるいは民間サイドからのこういう連携をしたいという話を受け付けるマッチング制度といったものを仕組んだりしております。そういった形で民間の皆さんの意欲、あるいはアイデアというものをうまく活用しながら、新しい公共の推進、というものを進めて行きたいと思えます。

また、指定管理者制度を公の施設に導入してございますけれども、これにつきましても、公募というかたちでやっております。意欲を持った方にいろんなアイデアを出していただいて、そのアイデアの内容を審査して、新しい指定管理者を決めるというように、どんどん民間の活力を活用していこうと取り組んでおります。今後進めていくなかで、懸念されている部分もあるのかも知れませんが、そういった状況も踏まえながら、条例化という話もございましたけれども、条例化の場合には実効性とか様々な問題点もあろうかと思えますので、その辺を十分検討させていただいて、今後とも、新しい公という考え方の実践に向けて取り組んで参りたいと思っております。

○長根委員

ありがとうございました。多くの検討の上での行革ですから、公的責任の縮小という批判を受けるのは、残念に思いましたので、申しあげました。

○小笠原行政経営推進室長

そういった責任放棄にならないよう、サービスの維持に十分務めながら進めて参りたいと思っております。

○木立委員長

他に御意見をお願いします。

○柳澤委員

柳澤と申します。さきほど、行財政改革は、収支均衡がゴールだとおっしゃっておられまして、確かに、数字を見ていると、今回収まっているなと思うんですけども、一般県民として見たときに、おそらく数字って、いい数字が出てしまうと「あ、いいんだな」と深く考えない。今年は特に色々な要因が重なってたまたまこうなった、と私は理解しているんですけども。

企業経営の場合は、本当に最悪のシナリオみたいなものを当然考えていくわけで、もちろん県も考えてはいらっしゃると思いますけれど、今年のもので安心というか、とりあえず収支均衡になったということだけではなくて、それは、特別な要因が色々とからみ合って今年はたまたまこうなったということ、県側がもうちょっときちんと情報として伝えていく形をとっていかないと、私みたいに一般の視線、小市民はこれを見て「とりあえず大丈夫なんだな」と思ってしまうので、ぜひ、強いメッセージで訴えていただければなあと思いました。感想で申し訳ありませんが、そんな印象を持ちました。

○石川財政課長

財政課長です。お褒めと励ましの御意見であろうかと思えます。

いい情報も出しましたけれども、例えば県債残高、これは1兆3千億円台になってございまして、増えているんです。残念ながら。

というのは、さきほど何回か説明いたしましたけれども、地方交付税の代わりになる臨時財政対策債が、参考資料の4ページを見ますと通常の起債よりも臨時財政対策債の方が多いという状況になってしまって、ある意味、異常な事態になっている。といったこともあって、県債残高の方は、資料として付けていなかったんですけども、新聞各社の取材に対してはお答えしておりますけれど、そういう意味では将来世代、国もそうなんです、将来返さなければならぬ借金がなかなか減っていかないというようなこともありますので、さきほど委員の方からもお話がありましたとおり、たまたま今年がこういう形でよかった、ということもある意味では当たっておりますものですから、そういうようなことも肝に銘じまして、これからも、きちっと行財政改革に盛り込まれた各種の取組を、全庁挙げまして推進していきたいと考えてございますので、今後ともよろしく願いいたします。

○木立委員長

様々な御予定が皆さんおありと思えますけれども、予定の時間が近づいてきました。ぜひ一言、という意見がありましたらどうぞ。全体にわたって結構です。

○藤村委員

八戸の藤村と申します。

まず先に、本当に単純なことなんですけれども、質問をさせていただきたいと思えます。

一つは、資料2の8ページの最初のところに「民間活力の活用の推進」という部分がありまして、よく、行政の文言に使われる言葉なんですけれども、検証を行って実施をするという形なんですけれども、この「検証」という言葉、どこで検証するのか、どこでそういう調査をしているのかという部分を、資料にきちっと盛り込んで説明させていただきたいというのが、これを読みま

しての全般の感想です。

それとあともう一つ、単純に、八戸市民としての質問なんですけれども、資料 2 の 1 9 ページ「市町村との人事交流の推進」についてです。実際に私たちが活動している分野で、八戸市からも県の方には大分、といっても 2、3 人だと思えるんですけれども、人事交流として行ってらっしゃるとい話を私たちは聞いておりました。ですけれども、この取組内容を見ますと「三沢市と相互に各 1 名、計 2 名の人事交流を行った。」と記載されています。そうすると、「相互」という言葉があるために、少ない現状が載っているのではないかと。それからさきほど辻委員がおっしゃいましたけれども人件費とかそういう部分からいきましたときに、本当に職員が行っているのであれば、しっかりと、八戸市からは何人、三沢市からは何人という形で、人事交流の場をいろんなところで盛っていただけたら、もう少し県民は理解できるんじゃないかな、と思いました。

ただ、各 1 名、計 2 名という数字なんですけれども、三沢市と県で 1 人ずつで計 2 名という意味なんでしょうか。だとすると、県の事業であればこれは 1 名という扱いにならないのでしょうか。本当に単純な疑問です。

それと、全般に感じたことなんですけれども、資料 2 の 3 0 ページから 4 0 ページあたりまでの全体に関して、人員の適正化、それから採用の見直しとかそういうところが随所に見受けられます。こうなったときに、これから県民局は三つになる予定だということがこの資料の中に書いてありますけれども、そうなった時に、青森県庁の職員の出身地はどのようになっているのか。本当に、集中と選択でしっかりとしたもの、それも少ない人数で動くとなったときに、やっぱり県庁職員も自分の住んだ所、そういう所の愛郷心みたいなものを皆さんお持ちで、県の事業にかかわっていらっしゃると思うんですね。そうなったときに、県の職員が、出身地域のバランスよくおられるのか、その辺、私にはわからない部分が多かったものですから、事前に、「県の職員の出身地のバランスはどうなっていますか」という質問を差し上げたんですけれども、その辺のこと、ちょっと聞きたいなと思いました。以上です。

○小笠原行政経営推進室長

まず最初に、民間活力の活用の推進に関する検証についてのお話をいただきました。

検証の内容がわかりづらいような取組状況の記載になっているという御趣旨かと思えます。確かに、今年度はまだ現在進行形で進んでいるということもございます。また、取組工程を見ていただいてもわかるとおり、移行が数年先で今年度は関係団体との協議、という内容の項目が多数ございますので、少し見え方が薄いのかなあという印象は持っておりますけれども、今の御意見を踏まえて、次回以降もう少しわかりやすい形で書き記すように努力したいと思います。

○山本人事課長

続きまして、人事課長でございます。

市町村との人事交流について、「三沢市と相互に各 1 名、計 2 名」というところでございますが、おっしゃるとおりでございます。三沢市の税務課に県から行っている者、上北地域県民局の県税部に三沢市から来ている者、ということで、全体で見ますと、延べ人数では二人ですが、とらえ方としては 1 件という形でございます。

あと、八戸市から県に、他にも来ているのではないかと、八戸市内での勤務も含めて、そういうお話でございました。先ほどの各 1 名という数字は、若手職員の相互交流という形でまとめたものでございまして、市町村の職員が県に来るにはこれ以外の制度も当然ございます。例えば、市

町村職員実務研修ということで1年間県に来ていただいて、様々な仕事をして、仕事のノウハウを覚えて帰ってもらうというような制度がございます。平成21年度実績でいきますと、13名の方々に、県に来ていただいておりまして、もちろん八戸市からも職員に来ていただいております。その他に、これは、例えば市町村振興課とか、新幹線・交通政策課など、主に本庁の仕事が多いんですが、そのほか、消防関係の職員が県に来ていただいて消防学校の講師を務めていただいたり、県のヘリコプターを運用しています防災センターに来ていただいている方もいらっしゃいます。

あと、これから県民局の3局体制に伴って、職員の出身地ごとのお話ございましたけれども、実は、出身地ごとの職員データというものは作っておりません。申し訳ございません。ただ、郷土愛のある職員が多々採用されておりますので、下北に行けば下北に行きますし、八戸に行けば八戸に行くということで、それぞれの職員が、その地区、地区において活躍するというのを肝に銘じておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○木立委員長

他に、ぜひに、という御意見はございませんか。

それでは、本日の御発言をまとめますと、予想を上回る不況が継続していることと、政権交代など、国の予算が大きく変わったという二つのことで、県の財政の様子というのは当初予想していたものよりも大きく変化したわけです。それに伴って、委員の色々な御意見で、将来への懸念とそれへの備えについての要望が一つ。それから、行財政改革の結果として新たな公共の担い手、その他県民局の話など、それに伴う問題への要望、といったものがもう一点、出ていたと思えますが、そういった大きな状況の変化にもかかわらず、県でできることとしての行財政改革の取組という点では、当初予定した以上に進んでいるということが、各委員の意見からも出ていたと理解されます。

そういったことで、本日の議題である「行財政改革の実施計画についての取組状況」に関しては、順調に取組がなされている、という評価でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、異議がないということで、本日の議事はこれで終了させていただきまして、進行を事務局にお返しします。

《 5 閉会 》

○司会

ありがとうございました。最後に阿部行政改革・危機管理監から御挨拶を申し上げます。

○阿部行政改革・危機管理監

本日は、委員の皆様、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。お疲れ様でございます。

今日は、様々な御意見をいただきました。私どもも今回の行財政改革について、平成21年度は結果的に順調に進んでいるとは思いますが、決して安心しているわけではありません。さきほど、鶴海委員からもお話がありましたように、今回、地方交付税の増額とか色々な要因があります。それから、人件費の先行きについても、辻委員からお話がありました。私ども、そう

いうことを十分これからも肝に銘じて、さらにより一層、行財政改革に努めて行きたいと思いません。また一方で、今回は財政状況がよかったわけですが、県民の皆さんに、本当は色々苦勞してこうなっているんですということをお伝えして行きたいと思いません。

本当に今日は長時間、ありがとうございました。これからまたよろしく願いいたします。

○司会

これもちまして、平成21年度青森県行財政改革推進委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。